

商工会報

さくほ

令和4年8月1日発行

— No.34 —

佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1
 Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541
 URL <http://www.sakuho.or.jp/>
 E-mail info@sakuho.or.jp
 会員数:313名(令和4年7月31日現在)



ホームページ



青年部 facebook



(女性部にて管理している八千穂高原入口花壇の様子)

Contents

p2 ● 会長ご挨拶
 ● 第17回通常総会開催

p3 ● 支部報告

p4 ● 女性部・青年部 活動報告

p5 ● 国の補助金情報
 ● 持続化補助金活用事例

p6 ● 創業塾・各種セミナー
 ● 相談会のお知らせ

p7 ● 新入会員紹介

p8 ● 町からの支援制度
 ● 雇用保険料率のご案内
 ● 専門家派遣制度 について



立秋を前に、まだまだ暑さ厳しい毎日ですが、会員の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。一昨年に発生した新型コロナウイルス感染症は、ウイルスの変異を繰り返して、3回のワクチン接種を経ても、未だに感染拡大が止まらない状況が続いています。長引くコロナ禍の中で、会員の皆様にはご苦労が多い日々が続いていると思います。

会報上で失礼いたしますが、被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本年度も、コロナ被害にあわれた皆様には持続化給付金や様々な補助金の受給手続き、テイクアウト容器の補助、テイクアウト店の紹介など、会員の皆様への伴走型支援に力を入れて取り組んでいきます。

商工会の活動もコロナ禍の中、大きな制約を受けながら活動を行なうことができない現状ですが、一方でコロナ禍が3年も続き、経済活動を活性化して行くには、ウィズコロナで活動出来るイベントから積極的活動をして行く事も重要であると思います。

本年度は、4月のツールドハケ岳が中止となり、5月の通常総会は書面総会となりましたが、6月のゴルフ、マ

レット大会は、コロナ禍での屋外スポーツ大会の開催状況を検討し、懇親会は取り止め、表彰式のみ行う事で開催致しました。生憎の悪天候となつてしまいました。例年にも増して大勢の皆様にご参加頂き誠にありがとうございました。

次回は出来るだけ快適なコンディションでプレーしたいと思っておりますので6月の開催時期につきましては、今後再検討して行きたいと思っております。

今後の大きなイベント事業としては、紅葉祭の開催がありますが、県内のコロナの感染拡大状況、近隣のイベント開催状況等を勘案して検討して行きたいと思っております。

コロナの世界的感染拡大が収まらない中、2月ロシアによるウクライナへの侵攻が始まり、世界的にエネルギー価格の高騰、資材価格の高騰、品不足の波が襲っています。

さらに、米国の利上げにより日本円は24年ぶりの円安となっております。輸入資材に頼る所の多い日本の産業には、多大な悪影響を及ぼす事が懸念されるとともに、物価上昇による国民生活の苦難が予想されます。

会員の皆様も業種、業態に関わらず、コロナ禍の中、企業経営にご苦労の多い年となるかもしれません。何か経営において悩み事がありましたら気軽に商工会にご相談頂ければ幸いです。

商工会も問題解決のために、会員皆

様と共に考え、会員皆様のお力になれるよう鋭意努めて参ります。

コロナ禍の中、企業経営においても、新たな動きが見えてきました。デジタル化、リモート化の進展、地方に対する関心、兼業・副業への関心も高まりなど新たな時代のビジネスチャンスに

なる可能性を孕んでいると思います。

一日も早いコロナの終息を願うとともに、アフターコロナを見据えて商工会も会員皆様と共に悩み、共に考え活動して参りたいと思っておりますので、変わらぬご支援、ご協力をお願い致します。

佐久穂町商工会第17回通常総会 開催

総会議事の経過と結果

第1号議案 ● 令和3年度事業報告書、収支決算書及び貸借対照表並びに財産目録の承認に関する件 (監査報告)

原案に対して 賛 191・否 0・無効 0

以上の結果、第1号議案は原案通り承認された

第2号議案 ● 令和4年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)の承認に関する件

原案に対して 賛 191・否 0・無効 0

以上の結果、第2号議案は原案通り承認された

第3号議案 ● 令和4年度会費の賦課基準(案)及び納入方法(案)承認に関する件

原案に対して 賛 191・否 0・無効 0

以上の結果、第3号議案は原案通り決定された

第4号議案 ● 令和4年度運営資金の借入限度額(案)及び借入先(案)に関する件

原案に対して 賛 191・否 0・無効 0

以上の結果、第4号議案は原案通り決定された

去る4月28日、第17回通常総会を書面により開催し、全議案ご承認いただきました。会員の皆様の書面議決へのご理解、また、早期の書面議決書提出に御協力を頂いた事により、無事全ての議案におきまして別表の通り承認・決定されました。皆様の御理解・御協力に感謝申し上げます。

支部報告

八千穂支部

みなさんこんにちは、昨年度より八千穂支部の支部長をおおせつかりました大栄建設㈱の三石博明です。一昨年の冬から始まった新型コロナウイルス感染症も終息願うばかりですが、この2年間日常生活において様々な制限を強いられる毎日でした。結果、商工会活動においても安全運転をせざるを得ない状況です。支部旅行やイベントはことごとく取りやめになってしまい、この一年記憶に残るような活動が出来ていないのが現状です。そのような中でも、支部役員会の折にささやかながら開かれた懇親の席での各役員さんからの近況報告や情報交換が貴重なものとなっております。

今年度は、そろそろ安全運転からウイズコロナを意識して少し前進しようとして計画しています。この夏には職場交流ソフトボールも開催予定です。支部懇親旅行も慎重に計画をして開催する予定です。出来るかどうかはわかりませんが、先に希望を持って役員さんと共に安全に開催できるよう準備を進めて参りますので楽しみにしてください。(八千穂支部長 三石博明)

東支部

この度、東支部副支部長に選任されました磯部靖と申します。友野支部長を支え皆様のお力添えをいただきながら支部役員さんと共に支部活動を行っていきたいと思います。

東支部では今年度新たな事業所さんの加入をいただき、役員十名の体制で今年度をスタートさせました。

なかなか収束に至らない新型コロナウイルスの影響によりここ二年ほど支部の活動も規模の縮小を余儀なくされ、本年度の支部通常総会も紙面での開催

となってしまいました。先日支部總會のご報告と共に会員の皆様に町指定の「3袋をお配りさせていただきました。

感染予防に努めつつ各イベントなども徐々に開催されるなどの動きも全国的に始めております。その様な状況を踏まえ今年度の活動計画を役員で話し合い、今後の感染状況を見つつ地域イベントへの参加等も含めた事業計画を立てております。物価の高騰、世界情勢などもあります。地域の振興、活性化や会員の皆様との交流など有意義な支部活動が出来ればと願っています。皆様よろしくお願いいたします。

(東副支部長 磯部 靖)

西支部

西支部も他支部と同様でこれといった事業は行っておりません。新型コロナウイルスの影響はまだまだ続いていますね。高野町の祇園祭も中止となりました。寂しい状態がこの記事を書いています。昨年も含め西支部で行った行事といえば…御明神さんの桜並木に取り付けるボンポリぐらいでしょうか。参加して頂けるメンバーはほぼ固定されてきましたが、皆さん慣れたものでその時自分で出来る作業を見つけて指示や割振りをしなくても黙々と作業

をしてくれます。電球のソケットが一定の間隔で取り付けてある100m以上のケーブルを地面に伸ばします。電球とボンポリを手際よく取付け、脚立で木の枝に吊るしていきます。4月中旬から5月初旬の桜が咲く時期は、夜はボンポリの明かりが風物詩になっており、その明かりを見上げるのもなかなかいいもんです。

秋には青年部の皆さんが紅葉祭をやるうとしています。実現できるかはまだつきりしていませんが、やるならば西支部も全面バックアップで青年部をお手伝いする予定です。

(西支部長 高見澤 義光)

頑張ってくれる 従業員のために…



そんな社長さんの思いを、**国の退職金制度「中退共」がサポートします。**

- 掛金を一部助成
- 全額非課税
- カンタン管理

家族従業員の加入もOK!

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。

*他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共](#) [検索](#)

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211



(諏訪神社にて行われたボンポリ事業集合写真)

女性部

昨年女性部長をお受けしてから、女性部の運営が難しい時期もありましたが、部員、事務局の皆様の御協力いただいたおかげで、乗り越えることができました。町・佐久支部・県連と山積みする行事等に追われており、皆様の御協力なしには進めていくことが出来ません。今後共部員の皆様の積極的かつ前向きな活動協力をよろしく願います。

(女性部長 出浦 幸恵)



(花植え作業終了後の集合写真)

女性部事業について

※5月からの花壇作業には大勢の皆様にご参加頂き、花もきれいに咲いております。イルミネーション設置の件は、部員へのアンケート結果により設置する事となりました。

※佐久支部の親睦事業は、11月に佐久穂町での開催となりますので、大勢の皆様のご協力、ご参加をお願い致します。

※県連では、5月に通常総会・主張発表大会を開催しました。主張発表大会の東信地区代表に長和町商工会の発表者が選ばれ、その後の県大会へ進出。各地域から選ばれた発表者が県大会に参加し、各自の主張発表を行ないました。その中で最優秀賞に選ばれた南信地区代表の富士見町商工会さんが、長野県の代表として7月の関東ブロック大会(山梨県)に出場されました。全国大会(宮城県)の主張発表大会は、10月に開催される予定です。

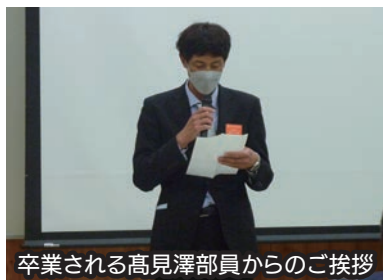


(ペゴニア、サルビア等のお花を植えました)

青年部

新型コロナウィルス禍で始まった任期も一年が経過しました。長野県内でも緊急事態宣言が発令され、各種イベントの自粛を余儀なくされる、そんな一年となりました。我ら青年部も、感染症対策の難しさから、こどもみこし、紅葉祭などの集客型イベントの開催を断念しました。やろうとしても阻まれる、そんなもどかしさと葛藤しながらの難しい決断でした。

そんなコロナ禍ですが、対抗ワケチンも三回目の接種が進み、各種イベントの自粛が緩和モードとなってきました。現在、青年部では、今年度の紅葉祭の開催に向け話し合いを進めています。しかし、今までやってきたことを今まで通りにやることは出来ず、必ず感染症対策を行ったうえで行動しなければなりません。出入り口の明確化、会場内でのごみの処置、県外からの人の往来、出店ブース内での対策など、予防対策をしっかりと



卒業される高見澤部員からのご挨拶



部員総会で挨拶をする小池青年部長

とした上で、どうしても来場される方たちに楽しんでいただけるのかを話し合い、計画を練っています。今まで誰も経験したことのない、withコロナ、時代での任期です。事業を行うにあたっては、周りの状況を考え、冷静な判断をしなければなりません。まずは自身の予防から気を使い、withコロナでの事業推進を行ってきたいと思えます。

(青年部長 小池 学)



(総会終了後の全体写真)

新規枠で補助金アップ!
今年はPCも購入可能に

要チェック 国の補助金情報

ものづくり補助金

経営革新計画が審査に加点
大型の設備投資等に!



対象となる取組み (経営革新の類型) ①新製品(試作品)開発 ②新たな生産方式の導入 ③新サービス開発 ④新たな提供方式の導入

タイプ	補助上限額 (補助率 1/2) (小規模事業者 2/3)
一般型 (通常枠)	
従業員数 5人以下	100～750万円
5～20人	100～1,000万円
21人以上	100～1,250万円

【補助対象経費】

機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

【公募締切】 第11次 / 2022年8月18日(木)

令和4年度は、応募期間を約2か月、審査期間を1か月として、9月・12月・3月の四半期ごとに採択発表を行う予定。

事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、企業の思い切った事業再構築を支援



中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業 喫茶店経営 → 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。	小売業 衣服販売業 → 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。	製造業 ガソリン車向け部品製造 → グリーン課題の解決に資する取組としてEV向け部品製造の事業を新規に立上げ。
---	---	---

【通常枠】

補助額 従業員数 20人以下: 100万円～2,000万円 補助率 中小企業 3/5 (6,000万円超は3/4)
従業員数 21～50人: 100万円～4,000万円 中堅企業 1/2 (4,000万円超は1/3)

【補助対象経費の例】

建物費(建物の建築・改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工、設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)、研修費(教育訓練費等)等

【注】補助対象企業の従業員の件数、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

小規模事業者持続化補助金

販路開拓・広告宣伝・設備投資
売上拡大の取組みに!



商品パッケージの開発、ちらしの作成、設備の購入、HP・通販サイトの作成、店舗改装など

タイプ	補助上限額 補助率 2/3
通常枠	50万円
特別枠 賃金引き上げ ^{*1} 、創業他	200万円
インボイス枠 ^{*2}	100万円

【対象】小規模事業者 常時使用する従業員数20名以下 商業・サービス業は5名以下

【公募締切】 第9回 2022年9月中旬、第10回 2022年12月上旬 第11回 2023年2月下旬

*1 事業場内最低賃金を地域別最低賃金(広島県899円)より+30円以上とすること。すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円を達成している場合は、事業場内最低賃金より+30円以上とする必要あり。
 *2 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間が一度でも免税事業者であったまたは免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録の確認が出来たもの

IT導入補助金

業務効率化の取組みに!
インボイス制度の準備に!



「給与・勤怠」「3D CAD」「電子カルテ」「予約管理」「顧客管理」等、インボイス制度に対応した「決裁」ソフトとそれを利用するためのPC、POSレジ、プリンター、スキャナー及び複合機器等

タイプ	補助上限額 (補助率)
通常枠	30～450万円 (1/2)
デジタル化基盤導入枠 (ITツール) 会計 受発注 決裁 EC	5～350万円 (2/3 または 1/2)
上記ITツールの使用に資する場合に申請可能	
↓	
〈PC・プリンター等〉	～10万円 (1/2)
〈POSレジ・券売機〉	～20万円 (1/2)

【公募締切】 ※公募締切後、約1ヶ月後に交付決定

通常枠 第4次 / 令和4年8月8日(月)
デジタル化基盤導入枠 第8次 / 令和4年8月8日(月)

商工会補助金活用事例紹介

「小規模事業者持続化補助金」

でんきランド・オカムラ
南澤 芳保



高野町で家電小売店を営むでんきランド・オカムラです。より快適な暮らしのご提案と電気のお困り事へのサポート、さらには協力業者と連携したリフォームのご提案といった、地域の皆様の駆け込み寺的な位置付けになれるよう、技術を磨き、知識を習得して幅広いご依頼にスピーディに対応できるように「地域の頼れる電気屋さん！」を目指しております。

当店では、インターネット通販の台頭、商圏内の人口減少、商圏内への量販店参入等外部環境の変化に対応する為、持続化補助金制度を活用し、①店の重要スペースである談話スペースに、商談テーブルやキッズスペースの導入、②自社のホームページがなかった為、新たにホームページを作成しました。積極的な投資を実施したことで、ご来店のお客様の反響も良く、「店内が広くなり見

やすくなった。」田舎の電気屋さんからオシャレな町の電気屋さんになったね!」など嬉しい声を聞くことができました。また、ホームページの問い合わせ窓口からの利用も始まり、新規客の入口が広がったことを実感しています。どうしても町の電気屋さんというのは入りづらいうというイメージがあるのでSNSからの発信を使い、地域の皆様により近い存在に感じてもらえたらなっと思っております。

持続化補助金制度は、初めての制度活用で、分からない事ばかりでしたが、佐久穂町商工会職員の皆様方から親身になってご指導、ご助言頂けたことにより、無事に採択されたと思います。国、町からの補助を合わせると、投資額の5分の4が補助されることから、資金の持ち出しも少なく投資出来るので、活用して良かったと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ問題などにより、まだまだ先行きの見通しがつかない状況が続いておりますが、今後も補助金を積極的に活用しながら、新たな取り組みを実施し、事業拡大を図っていきたく思っております。

「商工会から」この様に小規模事業者持続化補助金は事業主様の「やりたい」を後押しする補助金と言えます。まずは佐久穂町商工会までお問合せください。

金融相談会

■日本政策金融公庫による融資相談会

- 相談日** 令和4年 8月10日(水)
 9月9日(金)
 10月7日(金)
 11月10日(木)
 12月5日(月)
 令和5年 1月10日(水)

相談時間 午後1時～4時
(但し12月5日(月)の一日公庫は午前10時～午後4時)

相談会場 佐久穂町商工会本所

法律相談会

■経営上のトラブルは法律相談で解決してはいかがでしょうか。

※このようなとき、ご相談下さい!! 債権回収、事業承継、金銭貸付、クレーム、契約他 経営に関するトラブル

- 相談日** 令和4年 10月14日(金)
 12月16日(金)
 令和5年 1月27日(金)

相談時間 午後3時～5時
対応/土屋 準 弁護士

相談会場 佐久穂町商工会本所
(12月16日(金)は浅科商工会)

5日間の集中講座と個別相談会で夢の実現への第一歩を!

令和4年 佐久穂町

- ★「起業したいけど何から手を付けばいいの?」
- ★「今まで経験を生かして独立・開業したい!」
- ★「事業承継をしたくて経営者としてやるべきことを学びたい!」
- ★「すでに開業しているけどビジネスプランを見つめなおしたい!」
- ★「経営の基本を身につけ、人脉を広げる場が欲しい!」

経営者としての心構えから経営計画の立て方、販路促進の考え方、資金計画など創業に役立つ実践的な知識について幅広く学習できます。

創業塾 : 9/13(火) 20(火) 27(火)
10/4(火) 18(火) (全5回)

個別相談会 : 10/21(金)

時間 / 18:00 ~ 21:00 (個別相談会は 13:00 ~ 17:00)

場所 / 佐久穂町商工会本所 (TEL 86-2275)

対象者 / ●サラリーマン、学生、主婦、同僚の世代、農林漁業者で加工品開発を考えている方など、創業に興味をお持ちの方
●事業承継により新たに代表に就任された方
●創業後5年未満の方 など

受講料 / 無料

定員 / 20名 (先着順)

講師 / 中小企業診断士 坂本 篤彦 氏



【講師プロフィール】 ビジネス・IT・コンサルティング代表 和信62年大学卒業後日本マクドナルド入社。関東地区本部ファーストアシスタントマネージャーを経て、平成3年、東京商工会議所に入所。同会議所ベンチャー支援センターにて、ベンチャー企業の事業展開支援や、中小企業のM&Aサポート事業の企画・立案および事業運営に携わる。同会議所の理事を経て平成14年(現)ビズ・IT・コンサルティングを設立する。現在は、創業・ベンチャーの事業展開支援など実践型のコンサルティング、中小企業向けのオーダーメイド経営・社員向け研修を業とする。独自の内容と豊富な事例、特徴ある体系と分かりやすい語り口でファンをつかみ、「実業の志るコンサルタント」として実業家の毎日を送っている。

主催 / 佐久穂町商工会 (本所 ☎ 86-2275)

佐久穂町では町内での起業・創業者を応援します!!

本セミナーを受講し、佐久穂町商工会の支援のもと創業計画書を策定して、佐久穂町から「特定創業支援を受けた創業者」として認定を受けた上で佐久穂町内において創業する方、若しくは同認定を受けた創業後5年以内の方には、下記の特典と町独自の補助金があります。

- 1) 登記にかかる登録免許税の軽減 (創業者又は創業後5年を経過していない個人)
- 2) 創業関連保証の枠が拡充+対象期間の前置し
- 3) 新創業融資制度 (日本政策金融公庫)での優遇
- 4) 専ら省の実績とする生涯現役就業支援助成金の対象者に該当

佐久穂町の創業関連補助金制度の概要

名称	内容	補助金額等
空き店舗等賃料補助	空き店舗や空き家を借りて創業する場合に、賃料の一部を補助します。	・創業の日から5年間 ・賃料月額5万円以内、上限3万円
空き店舗等改修費用補助	空き店舗や空き家で創業する場合に、改修費用の一部を補助します。	・別荘等の5万円以内 ・上限3万円 (1回限り)
初期投資支援費	新規で店舗等を経営し創業する場合の設備等の一部を補助します。	・対象費額の5%以内、上限30万円 (1回限り) とし、地方税法 (昭和25年法律第26号) 第341条第4号に規定する新規創業を対象とす。

※創業計画書をはじめとする各種書類の提出、商工会への加入と推薦が必要になります。また補助金は差支しの適用、交付は出来ませんのでご了承ください。

佐久穂町民以外の方の受講も歓迎いたします!

創業塾

受講生募集!! 起業や独立、販売に興味がある方や経営について知りたい方を募集します

【制度改正に伴う専門派遣事業】

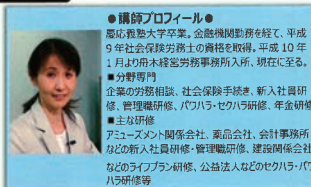
「同一労働同一賃金」

～働き方改革で、管理職に求められていること～

2021年4月1日に中小企業でも働き方改革関連法が施行されました。企業は正社員と非正規雇用社員の待遇の格差を是正することが必要です。そこで、企業として実態にどんな対応をすればよいのか具体的に説明します。この機会にぜひご参加ください。

令和4年 9月7日(水) 14:00 ~ 16:00

講師 社会保険労務士 野澤 直子 氏



講師プロフィール

●講師プロフィール●
専任教員大学卒業、金融機関勤務を経て、平成9年社会保険労務士の資格を取得。平成10年1月より用木経営労務事務所所属、現在に至る。
●分野専門
企業の労務相談、社会保険手続き、新入社員研修、管理職研修、パワハラ・セクハラ研修、年金研修
●主な研修
アニュアルイベント関係会社、食品会社、会計事務所などの新入社員研修・管理職研修、建設関係会社などのライフプラン研修、公益法人などのセクハラ・パワハラ研修等

講座内容

- 1 働き方改革の2つの柱
①労働時間法制の見直し
②雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 2 同一労働同一賃金
①不合理な待遇差をなくするためのルールの整備
ガイドラインで求められている
同一労働同一賃金とは
②待遇に関する説明義務の強化
- 3 働き方改革で留意したいこと他の事項
①年間5日間の有給休暇取得の義務化
②残業時間の上限制限
③労働時間の把握の義務化

会場 佐久穂町商工会 (佐久穂町高野 561-1)

受講料 無料

申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上 FAX、またはお電話にて9月1日(木)までお申込みください。

問合せ 申込先 小海町商工会 (TEL: 92-2397) またはお近くの商工会

定員 20名

●新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日は検温、手指消毒、マスク着用のご協力をお願い致します。
●新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナー開催を中止する場合がございます。予めご了承ください。

※ZOOMで受講を希望される方は、必ずメールアドレスをご記入ください。(後日、メールにてID/PWをお伝えします。)

主催: 白田町商工会、佐久穂町商工会、小海町商工会、南相木村商工会、北相木村商工会、南牧村商工会、川上村商工会、長野県商工会連合会

小海町商工会 (FAX: 0267-92-2346) またはお近くの商工会まで ※切り取りに FAX してください。

『同一労働同一賃金セミナー』受講申込書 (9月7日(水))

事業所名	TEL	
所在地	FAX	
メールアドレス	受講方法	会場で・ZOOMで
受講者氏名		

※本申込書にご記入いただいた情報は、本講座開催に係る各種連絡の場、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。

【 事業環境変化対応型支援事業 】

新型コロナウイルスに負けない! 事業再構築支援とは

一これまで自社でやってこなかったことへのチャレンジ

令和2年からの新型コロナウイルス感染症は、日本経済に甚大な影響を及ぼしました。夏延から2年半経過しましたが、コロナ前の経済活動を取り戻すには程遠く、未だ心配が尽きません。このような中、国は様々な支援策を打ち出しております。その中で、「事業再構築補助金」は2年目の政策であり、今現在2回公募が行われ、今年度中にあと数回公募予定です。本セミナーでは事業再構築補助金について分かりやすく解説いたします。コロナ禍で新たなチャレンジを検討されている事業所さまはぜひご参加ください。

令和4年 9月5日(月) 14:00 ~ 16:00

Ideal Works 代表取締役 中小企業診断士



井手 美由樹 氏

講座内容

- コロナ関連支援策を分類すると
- 事業再構築補助金とは
- 事業再構築とは
- 申請に向けて (電子申請、GビズID取得 等)
- 事業計画作成で求められていること
- 採択のポイント・事例紹介

※最新の情報提供のため変更になる可能性があります。

受講料 無料

定員 定員 20 名

会場 佐久穂町商工会 佐久穂町高野 561-1

問合せ・申込先

申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX または電話にて8月30日(火)迄にお申し込み下さい。

主催: 白田町商工会、佐久穂町商工会、小海町商工会、南相木村商工会、北相木村商工会、川上村商工会、南牧村商工会、長野県商工会連合会

※ZOOMで受講を希望される方は、必ずメールアドレスをご記入下さい。(後日、メールにてID/PWをお伝えします。)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日は検温、手指消毒、マスク着用のご協力をお願い致します。

※新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナー開催を中止する場合がございます。予めご了承ください。

(切り取りにこのまま送ってください)

南牧村商工会 (FAX: 91-4350) またはお近くの商工会まで 『事業再構築支援セミナー』参加申込書

事業所名	TEL	
所在地	FAX	
希望する方に☐をつけてください	会場で (佐久穂町商工会館)	ZOOM
受講者名	メールアドレス	@

記入いただいた個人情報は、本講座開催に係る各種連絡の場、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。

新入会員紹介

上田信用金庫 白田支店

支店長 高見澤 怜



(支店外観)

日頃は色々な面で佐久穂町商工会の皆様には大変お世話になっております。しんきん白田支店です。

この度は、貴会のお仲間に加えて頂き光栄です。ありがとうございます。

そして会員の皆様をはじめ、佐久穂町の皆様にも多くご利用を頂いております事、心より感謝申し上げます。

「同じ金融機関でも、銀行さんとしんきんさんって何が違うの?」と、よくお客様に尋ねられますが、「営業エリアが地元のみ」と法律で定められている事が私ども信用金庫の特徴になります。

1922年(大正11年)に設立以来、

地域密着型金融機関として、地元の応援や地域活性化のお手伝いをさせて頂きながら、東信地区の皆様のに支えられ、おかげさまで今年、当金庫は創立100周年を迎えます。

これからも身近で相談しやすい金融機関を目指し、佐久穂町の皆様の幸せづくりや地元の発展にも貢献できるよう微力ではありますが精励いたす所存でございますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



四ツ谷簡易郵便局

油井 寿美子



(店舗外観)

四ツ谷簡易郵便局長の油井と申します。前任局長の義母の跡を継ぎ、昨年9月に受託者となりました。前職は地元秋田で介護福祉士として、グループ

ホームに務めておりました。ご縁があって主人と出会い、こちらにお嫁に来たからは、義母の補助者として仕事を教わる傍ら、子育ての日々を送っておりました。

情報サービス業は、今までとはまるで畑違いの仕事です。難しく、不慣れな場面に緊張することも多々あります。しかし、近隣の同士やご指導頂く各関係者の皆様、そしてご利用下さる大切なお客様のおかげで、今日が在ることを心より感謝致します。

時代の変化と共にお客様のニーズも変わりつつありますが、誰もが気軽に立ち寄り、親しまれる簡易郵便局となる様に一期一会の気持ちで、これからも取組んで参ります。どうぞ宜しくお願い致します。



麺屋天神

田中大輔・木内竜也

この度、令和3年12月より開業及び佐久穂町商工会に入会させて頂きました。麺屋天神です。当店は、田中大輔・木内竜也の両名の共同経営で行なっています。

田中は、佐久穂町が地元で、木内の地元は佐久市中込ですが、母親の出身地が佐久穂町であり、とてもゆかりのある地です。簡単にお店の紹介をさせ

て頂きます。出店場所は、宿岩地区で、以前に味千ラーメン様が営業なさっていた所になります。当店の特徴は、魚介豚骨のWスープになっており、魚介が強めの、あっさりしたラーメンになっております。

メニューは、醤油、味噌ラーメン、つけ麺、担々麺、小学生以下限定のお子様ラーメン、アルコール類、おつまみに定番のチャーシューや辛味ネギ、鶏の唐揚げ、だし巻き玉子等幅広く取り扱っております。お酒とおつまみのみのお客様も大歓迎です。小上がり席もありますので小さいお子様連れのご家族にも最適です。簡単ではございますがお店の紹介をさせて頂きました。開業したばかりの若輩者で至らぬ点もあるかと思いますが、御指導ご鞭撻の程、宜しくお願いいたします。



(店舗外観と味噌ラーメン)

佐久穂町 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等

第6波経営継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少している佐久穂町内事業者へ、事業継続のための支援金を支給します。

【支援金額】 ※申請は1回のみ、使途制限なしで受給できます。
平成31年売上高に応じて10万円～20万円

【対象者】

- 国の「事業復活支援金」の給付を受けていない者
- 佐久穂町内の中小企業者又は小規模事業者
 - 法人は、佐久穂町内に主たる事業所を有するもの。
 - 個人事業主は、町内に住所及び事業所を有するもの。
 - 平成31年4月1日以前から町内で事業活動を行っているもの。
- 令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月の売上高が、平成30年11月から令和3年3月の間の任意の同じ月と比較して**20%以上30%未満減少している事業者**
※売上に補助金・寄付金等は含まれませんが、対象月中に時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、対象月の事業収入に加えます。

【必要書類】：申請書その他以下の書類が必要です

- ① 町内に事業所があることを証明する書類
- ② 平成31年の売上高がわかる確定申告書等の写し
- ③ 売上の減少が確認できる書類(帳簿の写し等)
- ④ 事業概要が分かるもの(定款・営業許可証等)
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し
- ⑥ 本人確認書類(運転免許証の写し等)※個人事業者のみ

【交付申請期限】

令和4年
8月31日(水)
まで

<申請先> 佐久穂町商工会 電話:0267-86-2275
【受付時間】 平日 9時～17時
<お問い合わせ>
佐久穂町商工会又は役場産業振興課商工観光係 86-1553

対象となる事業者について

個人事業主

- 個人事業主とは、事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金・不動産等でない方をいいます。
「主たる収入」:1年の収入の半分以上が「事業収入」であること。
「事業収入」:確定申告書内の「収入金額等」欄にある【事業】の項目に該当する収入。

中小企業者・小規模事業者 ※個人事業主の方も下記に該当すれば対象となります。

- 中小企業者・小規模事業者とは、資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。

主たる事業の種類	中小企業者		うち小規模事業者
	資本金の額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運送業 その他の業種 (下段の業種を除く)	3億円以下	21人以上 300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	6人以上100人以下	
サービス業	5千万円以下	6人以上100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	6人以上50人以下	

対象とならう方

- 会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社) ●個人事業主
- 農業法人(会社法の会社・又は有限会社に限る)

対象とならない方

- 一般社団法人・公益法人・一般財団法人・公益財団法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人
- 農事組合法人 ●学校法人 ●政治団体 ●宗教法人 ●風営法適用事業者
- 組合(農業協同組合・生活協同組合・中小企業等協同組合法に基づく組合等)又は有限責任事業組合
- 佐久穂町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者
- 国「事業復活支援金」を受給された者及び申請する者
- その他支援金の趣旨・目的に照らして適当でない町長が判断する者

令和4年度 雇用保険料率のご案内

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

<令和4年度の雇用保険料率> (赤字は変更部分)

○令和4年4月1日～令和4年9月30日

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業 (3年度)	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業※ (3年度)	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業 (3年度)	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業※	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

専門家派遣制度 (エキスパートバンク)

年3回まで無料

あなたの経営をサポート!エキスパートバンク専門家のアドバイスを受けてみませんか?

エキスパートバンクとは

エキスパートバンクは、さまざまな問題に直面する小規模事業者の皆さんの経営・技術強化を支援する制度です。小規模事業者の皆さんからのご要望に応じて、長野県商工会連合会に登録されたエキスパート(専門家)を直接事業所に派遣し、具体的・実践的なアドバイスによって問題の解決に役立てていただくものです。

お気軽にご利用ください

- 1.費用は無料です。※1企業3回までの訪問指導が無料で受けられます。
- 2.小規模事業者が対象です。
商業・サービス業では常用の従業員が5名以下の企業、
その他の事業は常用の従業員が20名以下の企業が対象です。
- 3.専門家を直接派遣しご相談に応じます。企業秘密は厳守します!

こんなときにお役に立ちます!

- あらゆる業種で・・・
- ITを導入した経営をおこないたい。
 - コストダウンをはかりたい。
 - 店舗改装を行いたい。
 - 商品デザインを見直したい。
 - 事業の転換をしたい、事業を多角化したい。
 - 経営ビジョンをつくりたい。
 - 新製品の開発についてアドバイスが欲しい。 など